

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした場合の利息の支払いは、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）を基準として次により取扱います。

① 預入日から中間利払日前日までの日数および証書記載の約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」という。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、この場合には、当行所定の譲渡性預金出金票（以下「支払請求書」という。）に記名するとともに届出の印章を押印して、この証書とともに証書記載の取扱店に提出してください。

② 中間利払日から満期日前日までの日数および証書記載の約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

(2) この預金の利息は、この預金の譲渡があった場合には、最終の譲受人に支払います。ただし、この預金の譲渡があった場合の中間払利息は、中間利払日以後に譲受人からの請求により支払います。

(3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (取引の制限)

(1) 当行は、預金者、譲渡人または譲受人の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者、譲渡人または譲受人から正当な理由なく指定した期限までに回答頂けない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者、譲渡人または譲受人は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者、譲渡人または譲受人が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者、譲渡人または譲受人の回答、具体的な取引の内容、預金者、譲渡人または譲受人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者、譲渡人または譲受人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

5. (譲 渡)

(1) この預金は、利息（預入期間2年以上の場合、未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元金金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章による記名押印ならびに譲受人の記名押印をしたうえ、確定日付を付し、これを遅滞なくこの証書とともに表面記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当行は、この証書に譲渡についての確認印を押印のうえ返却します。

(3) この預金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金

取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡の確認印を押印しないことができます。

ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

- ① 預金者、譲渡人または譲受人が、この預金の申込時または譲渡時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動し、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金を質入れする場合には、前3項が準用されるものとします。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約するときは、払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに表面記載の取扱店に提出してください。
- (3) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該預金の解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者、譲渡人または譲受人に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第4条第1項で定める当行の求めに対する預金者または譲受人からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ 第4条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑥ 第1号から第4号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (5) 第5条第3項および本条第4項に従い通知によりこの預金口座を解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- (6) 第5条第3項および本条第4項による解約後に残高がある場合には、証書および届出印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印鑑を失ったとき、または、印鑑、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって表面に記載の取扱店に届出てください。
- (2) 前項の印鑑、名称、住所その他の届出事項の変更前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書または印鑑を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (成年後見人等の届け出)

- (1) 預金者または譲受人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者または譲受人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影と届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者または譲受人は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. (盗難証書による払戻し等)

- (1) 預金者または譲受人が個人の場合は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者または譲受人は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することが出来ます。
 - ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者または譲受人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者または譲受人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者または譲受人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者または譲受人に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者または譲受人の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者または譲受人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によっておこなわれたこと
 - C 預金者または譲受人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随しておこなわれたこと
- (5) 当行が当該資金について預金者または譲受人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に

もとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者または譲受人が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第 2 項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんをおこなった金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します

(7) 当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者または譲受人の有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 1. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、別に定めがある場合はそれによります。

1 2. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

1 3. (保険事故発生時における預金者または譲受人からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の償還と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者または譲受人の当行に対する債権を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者または譲受人が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、この証書は届出印を押印して直ちに表面に記載の取扱店に提出してください。ただし、この預金で担保される債権がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者または譲受人の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期日前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 4. (準拠法、裁判管轄)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 5. (規定の変更)

この預金規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上
(2023 年 5 月 8 日現在)